

育休中の給付金解説ガイド

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

育児休業給付金

雇用保険の被保険者が、原則子どもが1歳になるまで（保育所に入所できないなどの場合は最長2歳まで延長可能）育児休業を取得した際に支給される。

支給額の目安	休業開始から180日間は休業開始前の賃金の67%、それ以降は50%。
延長条件と 2025年4月からの変更点	保育所に入所できない等の理由で延長が可能。2025年4月からは、保育所に入所できないことを理由とする延長申請の際に、従来の書類に加え「育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書」および「市区町村への保育所等利用申込書の写し」の提出が求められる。
申請手続き	原則として事業主を経由し、ハローワークへ申請。

出生時育児休業給付金（産後パパ育休）

父親が、子どもの出生後8週間以内に最大4週間（28日間、2回までの分割取得が可能）の「産後パパ育休（出生時育児休業）」を取得した場合に支給される。

支給額の目安	休業開始前の賃金の67%	申請手続き	事業主を経由し、ハローワークへ申請。
--------	--------------	-------	--------------------

出産育児一時金

健康保険や国民健康保険の加入者が出産した際に、出産にかかる費用負担を軽減するために支給される。

支給額	1児につき原則50万円（産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は48.8万円）
-----	---

支払い方法

医療機関へ直接出産費用が支払われる「直接支払制度」や「受取代理制度」が利用可能。

出生後休業支援給付

2025年4月1日から、両親が共に一定期間以上の育児休業（産後パパ育休を含む、原則それぞれ14日以上）を取得した場合に、既存の育児休業給付金または出生時育児休業給付金に上乗せして支給される新しい給付金。

支給額	$\text{休業開始時賃金日額} \times \text{休業期間の日数（上限28日）} \times 13\%$
手取り10割相当の仕組み	この給付金と既存の育児休業給付金（67%）を合わせると実質的な給付率が80%となり、さらに育児休業期間中の社会保険料免除の効果と合わせて、休業前の手取り収入の概ね10割相当の支援を目指す。
申請手続き	原則として事業主を経由し、ハローワークへ申請します。 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請と同時にを行う想定。

